



REFUGEES

vol. 06

1 child growing up in a camp is too many



国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees) は、第二次大戦後のヨーロッパで発生した何百万人もの難民の救済を目的に、国連総会によって創設され、1951年に活動を開始した。以来、難民の保護と援助の必要性は拡大する一方で、現在では世界各地で活動を展開している。UNHCRが果たす最大の役割の一つは、難民や国内避難民などの支援対象者を保護し、基本的人権が守られるよう働きかけることである。

UNHCRは今日までに5000万人以上の生活再建を支援しており、1954年と1981年の2度にわたりノーベル平和賞を受賞している。

写真について

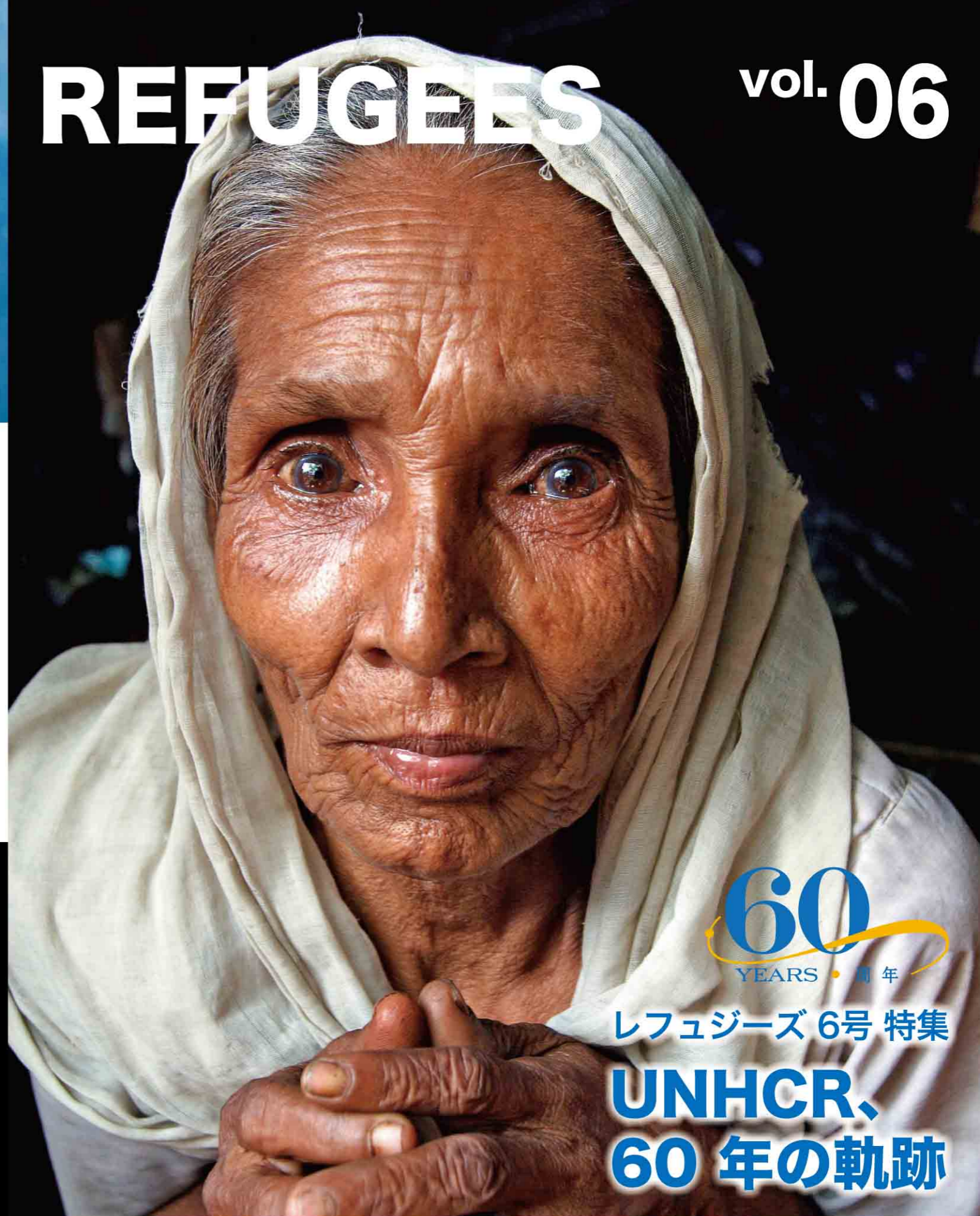
【表紙】50年以上の間、バングラデシュにわたり避難生活を送ってきたミャンマーのムスリム系ロヒンギャ族。徐々に改善されつつはあるものの、衛生環境の安定しない難民キャンプ内での生活は、高齢者にとっては厳しい。 ©UNHCR/G.M.B.Akash
【裏表紙】カブールの中心部に設置された仮設住宅地で一人の少女が母親とともに UNHCR の配給の列に並んでいる。彼女とその家族は 2002 年 -2004 年の間にアフガニスタンに帰還したものの、地元で生活再建を実現することができず、仕事を求めてカブールに移住してきた。経済的な理由のため、子どもたちは近郊の学校に通うこともできず、生活のために働かざるおえない状況にいる。 ©UNHCR/J.Tanner

掲載記事・画像の転載をご希望の方は、UNHCR広報室へご相談ください。

UNHCR (ユー・エヌ・エイチ・シー・アール / 国連難民高等弁務官事務所) 駐日事務所

〒107-0062
東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター
TEL 03-3499-2011
URL www.unhcr.or.jp

発行・デザイン UNHCR 駐日事務所
編集 UNHCR 駐日事務所 広報室
制作・AD (株) 須田製版
発行年 2011年6月



60
YEARS • 周年

レフュジーズ 6号 特集

UNHCR、
60年の軌跡





目次

- 01. 緒方貞子
日本における難民支援—
過去 30 年間の取組み
- 02. UNHCR、60 周年を迎えて
- 03. 日本にゆかりのある難民・
難民保護に貢献した人
- 04. 世界の難民情勢：UNHCRと日本
- 05. 日本の貢献
- 06. 国連UNHCR協会：
皆様と共に歩んだ 10 年
- 07. 日本の難民条約加入から 30 年
- 08. 日本における第三国定住
- 09. 無国籍について
- 10. 日本の難民とその支援の輪
- 11. これからも、日本と共に

写真について

UNHCR の支援現場で配給されるエコ・ランプの明かりで読書をする少女たち。このエコ・ランプは太陽光を利用して充電することによって、電気の通っていない環境で活用されている。

2011 年 3 月に発生した東日本大震災の被災地にも緊急支援物資として約 6,600 個が届けられている。

©UNHCR/S.Nambu



写真について

1995年、ザイール（現コンゴ民主共和国）のルワンダ難民を訪問する緒方貞子氏。
緒方氏は1990-2000年の間、国連難民高等弁務官を務めた。 ©UNHCR/P.Mountzis

01 緒方貞子 日本における難民支援—過去30年間の取組み

日本における難民支援 — 過去30年間の取組み

日本の難民支援は、政府や民間支援団体・NGO等関係者の尽力により、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とも協力しつつ、質、規模ともに進展してきた。グローバル化によって世界の相互依存が高まる中、難民問題への対応は、日本が国際社会においていかに責任を果たすのか、いかに世界の人々との共存を目指すのか、真価が問われる課題でもある。

日本の難民支援は、1970年代後半のインドシナ難民への対応から始まった。当時の日本には、難民などの国際社会の問題に対して何か役割を果たさなければならぬという考えはほとんど見られなかった。しかし、インドシナ三国の社会主義化の過程で大量の難民が流出すると、日本はアジアで唯一の先進工業国に成長していたこともあり、隣国で発生した難民問題に関心が高まったのである。また、国際社会からも日本がどのように対応するのか、厳しい視線が向けられた。日本政府は、1979年7月にジュネーブで開催された国連難民会議において、初めて難民救済・支援に向けた積極的な姿勢を示し、UNHCRが策定したインドシナ難民救済計画の半分に当たる約6千万ドルの拠出を表明し、同時に難民500人の定住受け入れ枠を決定した。その後、この枠は、1万人に拡大された。

こうした政府の動きとともに、民間支援団体によるインドシナ難民支援活動も始まり、急速に広がりを見せた。1979年、相馬雪香さんによる日本初の難民救済・支援団体「インドシナ難民を助ける会」を皮切りに、さまざまな民間支援団体が設立され、日本全国から少しでも難民の役に立とうと多くの資金や物資、人が集まった。民間支援団体は、国内におけるインドシナ難民の受け入れにおいても公的支援制度を補完し、日本語教育や住宅・職業斡旋、メンタルサポートなど、大きな役割を果たしている。インドシナ難民問題への対応は、日本人がアジアの一員として責任を共有する発想を持ち、行動するようになった最初の機会であった。

日本政府は、1982年1月に「難民の地位に関する条約（難民条約）」に加入すると、インドシナ難民については「定住枠」に基づいて最終的に1万1319人を受け入れた。しかし、その後の「条約難民」の受け入れにあたっては、「難民認定制度」による厳しい基準の影響もあって、1982年から2010年末までに申請者9千887人のうち、難民認定された者はわずか577人に過ぎない。特に1990年代の認定者数は、年間一桁台に留まる状況であった。日本政府は、極めて厳しく難民認定を取り扱ってきたといえるだろう。年間数千人から数万人の難民を受け入れる欧米諸国と比較し、日本の規模は到底満足のいくものではない。

最近の明るい傾向として、難民認定者数に徐々に増加が見られる。2010年には39人が認定され、さらに、認定はされなかったものの、人道的な配慮から363人が在留が認められた。また、2010年度からは海外の難民キャンプ等で一時的に庇護を受けた難民を日本に受け入れる「第三国定住」制度が試行され、タイのキャンプに滞在するミャンマー難民を3年がかりで合計90人受け入れる計画が進められている。2010年秋に第一陣として来日した5家族27人は、今年3月に約半年に及ぶ日本語教育、生活ガイダンス等の定住支援プログラムを終了し、千葉県や三重県で生活することとなった。このような難民定住受け入れにかかる積極的な取り組みが今後一層拡充・強化されることを強く期待する。

難民は、自らの意思に関係なく、紛争や迫害等によって生命が危険に晒され、やむを得ずに母国を逃れてきた人々である。家族と一緒に暮らすというもともたも人間的な権利が侵害されている場合も多い。2001年にアフガニスタンを逃れて日本に難民申請したアリ・ジャンは、自叙伝『母さん、僕は生きています』の中で、母国で離れ離れになり、安否も分からぬ母との再会をどれほど願ったのか、切々と記している。幸いにも、アリ・ジャンを励まそうとするボランティアやJICA若手職員有志の活動もあり、当時、アフガニスタンで事業を拡大し始めたJICAの現地事務所員がアリ・ジャンの母親を見つけ出し、再会を実現することができた。相馬雪香さんは、「日本人の心には古来、脈々として善意が伝わっている。今こそこれを世界に示さなくては世界の信頼を失うことになる。」と言って発言されたと聞いている。私たちが現在生きる相互依存の世界においては、個人の権利のみに注目するのでなく、国籍を問わず、より人道的に、より人間的に人々に思いを馳せ、行動することが必要である。まして、難民は、国家による迫害を受け、保護を必要とする人々なのである。

国際協力機構（JICA） 理事長 緒方貞子

02 UNHCR、60周年を迎えて

1950年12月14日、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は第二次世界大戦の影響でヨーロッパにおいて急増した難民の保護を行う目的で創設された。期限付きの暫定機関として活動を始めた UNHCR は、2003年には恒久機関となり、2010年に60周年を迎えるに至った。

創設された翌年1951年7月28日、難民の保護と援助を行う上での法的基礎となる「難民の地位に関する条約（難民条約）」が採択された。1956年にソビエト軍によるハンガリー動乱の鎮圧が引き金となり、大量の難民が流出した。UNHCRにとって

最初に取り組んだ緊急事態であり、以後、UNHCRの役割が縮小することはなかった。

1960年代はアフリカ大陸を中心に、その後20年はアジア、そしてラテンアメリカ諸国で難民の保護と支援へと活動の場を広げてきた。1990年代には、アフリカでの新たな危機やバルカン諸国で起きた紛争により発生した多くの難民への対応が中心となった。21世紀に入ると、アフリカ諸国の中でもコンゴ民主共和国やソマリアなど、アジアでは特に30年以上続くアフガン難民の問題が大きな課題となった。この頃からUNHCRは経験を活かして、国内避

難民に対するの保護と支援も拡大することとなる。

UNHCRはどの国においても、市民権や国籍が認められず、基本的権利を持つことのできない無国籍者に対しても支援の手を差し伸べてきた。2011年、1961年の「無国籍者の削減に関する条約」採択50周年も迎える。

予算は年間30万米ドルであった創設時に対し、2010年には30億米ドルにまで拡大している。現在世界では、難民1520万人、国内避難民2710万人、庇護申請者98万人など4300万人以上の人が保護を

必要としている。創設当初、34名の小さな事務所であった UNHCR だが、現在では125か国392の事務所、その活動は現地と国際職員合わせて6,000人以上の職員が働く機関へと拡大した。1954年、ヨーロッパの難民に対する保護や支援活動に対して、初めてノーベル平和賞を受賞。1981年には、政治的障壁を乗り越え、活動範囲を世界に広めたことを理由に2度目のノーベル平和賞を受賞した。

日本政府による2010年の UNHCR に対する拠出額は、約1億4349万米ドルに上り、世界第2位となる。UNHCRのアフリカ、

アジア、中東をはじめとする各地域の事業、緊急対応を含めた活動を中心に、各地域で今もなお、迫害や紛争のため、家を追われた保護を必要とする難民や国内避難民などへの保護と支援に活用されている。

フリチョフ・ナンセン (1861-1930)

1861年にノルウェーに生まれ、動物学者、北極探検家、海洋学者として知られる。国際連盟のノルウェー代表を経て、初代難民高等弁務官に任命された後、ギリシャとトルコ間で起きた民族紛争から逃れた大勢の人を支援した。1922年、ノーベル平和賞を受賞。2011年はナンセンの生誕150年となる。(その名に因んだナンセン難民賞についてはP.08を参照)



写真について

ナンセンの発案により発行された難民のための国際的身分証明書「ナンセン・パスポート」。

©Rephotographer: UNHCR / Owner: The National Library, blds_a_6e001



03. 日本にゆかりのある難民・難民保護に貢献した人

フェードル D.モロゾフ (1880-1971)
Feodor D. Morozoff

フェードル・モロゾフは、日本に初めて高級チョコレートを紹介し、苦労を重ねながらも事業家として成功を取めた元ロシア難民。裕福な商人であったモロゾフ家は、ロシア革命の勃発に伴い 1917 年、全財産を捨ててロシアを脱出。満州のハルビンやアメリカのシアトルを経て、1922 年に神戸に。ロシア革命により祖国を追われたロシア人は数百万人に上り、モロゾフのように日本に庇護を求めた難民だけでも数千いたと言われていた。神戸には当時約 300 人のロシア人が暮らし、モロゾフは 1926 年 3 月に、モロゾフ株式会社の原型となる洋菓子店を開き、60 年前の 1951 年に「コスモポリタン製菓」を設立した。

樋口季一郎 (1888-1970) 陸軍中将
Kiichiro Higuchi

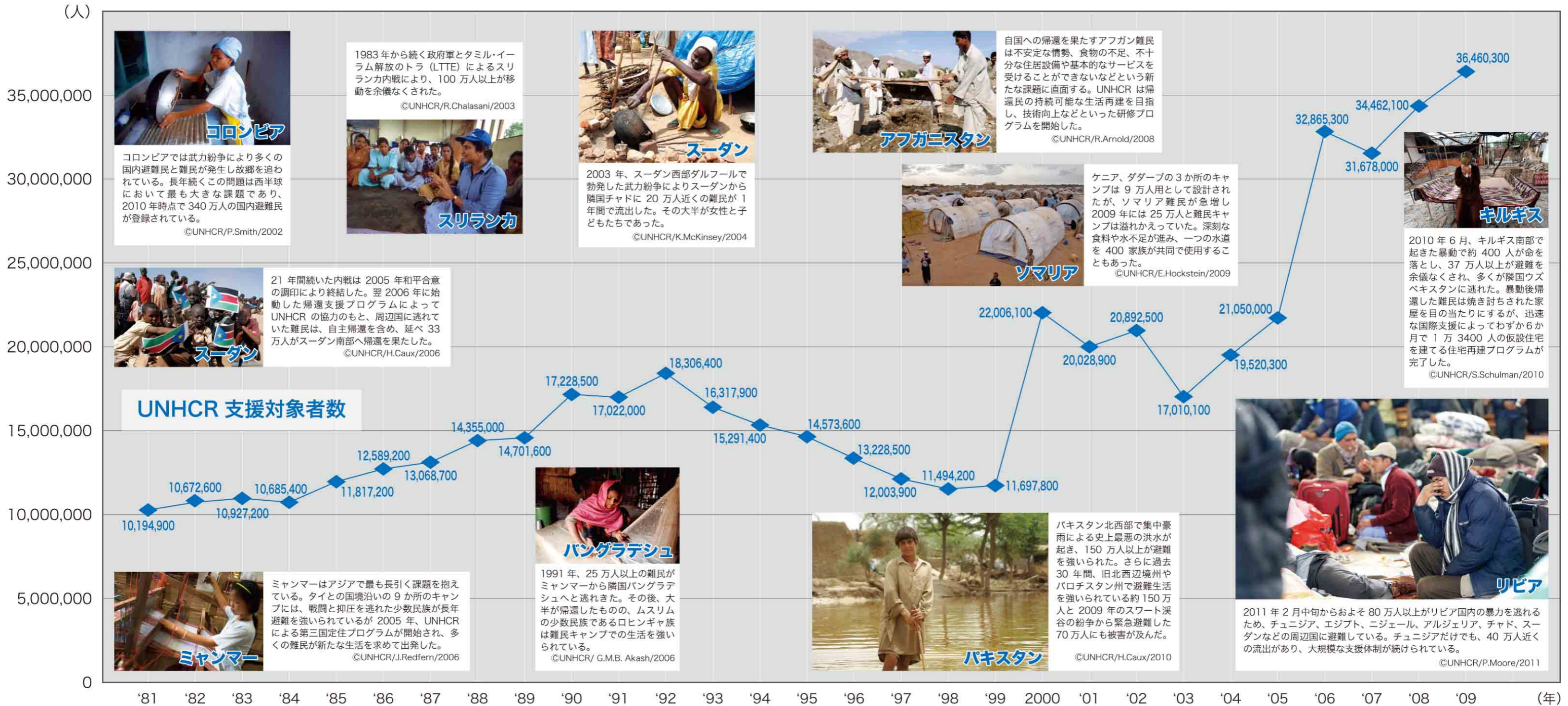
1938 年 3 月、ナチスの迫害から逃れた 2 万人のユダヤ人が、ドイツからソ連領を横断し、満州国西部国境の満州里駅の対岸のオトポールにたどり着いた。上海を目指していた「ユダヤ難民」は零下極寒の地にて、満州国から入国を得られず、ソ連からは滞在を拒否され、わずかばかりの荷物を携え立ち往生していた。凍死者も出た事態を著しく危惧し、当時陸軍少将であり、満州国ハルビン特務機関長であった樋口季一郎は「人道的な問題」として、難民受け入れに着手した。南満州鉄道株式会社の特別列車でのハルビンへの移動と満州国への入国のための 5 日間の短期滞在の許可の協力を仰いだ。この時代のこの場所でも日本人による「命のビザ」が多くの人を救っていた。

相馬雪香 (1912-2008) 特定非営利活動法人
Yukika Soma 難民を助ける会 前会長

今、人道支援は転換期を迎えている。海外で活動する NGO も、世界各地で培ったノウハウを日本の被災地で活かし、全国規模で支援の輪が広がっている。このようなうねりの起点として、阪神淡路大震災がボランティア元年といわれがちだが、1970 年代の日本に先駆者がいた。相馬雪香は、祖国を追われ、インドシナ難民がボートピープルとして急増している情勢を受け、日本が世界の中で責任ある行動をとるための市民団体としての土台を築き上げた。「難民を助ける会」の前身となる組織の 1979 年設立に奔走し、国内のインドシナ難民の支援から、世界の現場へ自らも出向き、その後、多くの NGO がその軌跡をたどる功績を遺した。

金井昭雄 富士メガネ 代表取締役会長(社長兼任)
Akio Kanai

a Vision for the Future -
2006 年に日本人として初めてナンセン難民賞※を受賞したオプトメトリスト、金井昭雄の貢献を称えた言葉である。1983 年から難民キャンプで視力検査を行い、眼鏡を難民に「人生の新しい展望 (a vision for the future)」を抱ききかけを提供し続けている。視力が回復すると、子どもも大人も学習が可能になり、疎外された状態から立ち直り、生活の質の向上へつながる。
※ナンセン難民賞とは、難民に多大な貢献をした個人または団体を称える目的で 1954 年に創設された。過去にエレン・アールズベルト、ルチアーノ・パヴァロッチェ、エドワード・ケネディなどが受賞。



06. 国連UNHCR協会:皆様と共に歩んだ10年



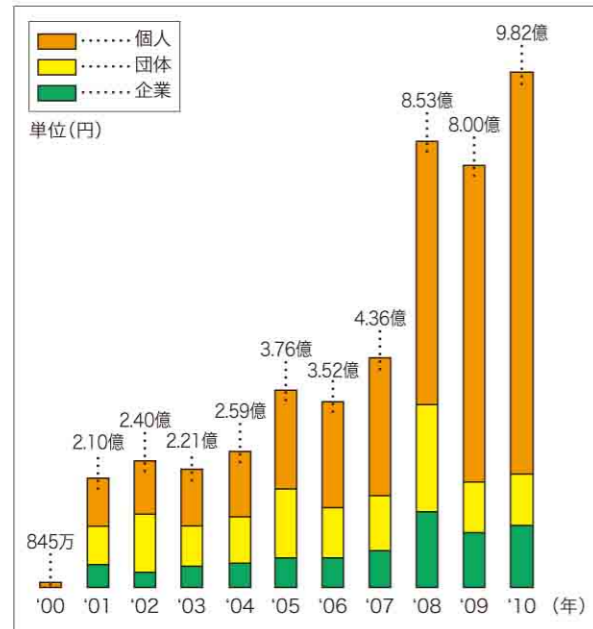
国連の難民援助活動にご参加いただく際の窓口として設立された国連 UNHCR 協会は、2010 年に 10 周年を迎えました。皆様からお寄せいただいたご寄付は 2001 年には 2 億円を超え、2010 年にはその約 5 倍の 9.82 億円にのびりました。

世界各地で紛争や自然災害など、緊急事態が絶えないこの 10 年間で、迅速にご支援いただいた皆様、学校教育や職業訓練、故郷への帰還など、あまり注目が集まらないものの、しかし重要な長期的な援助活動を支えてくださった皆様、あるいは難民支援の輪を広げるべく各地で草の根の活動を展開して下さった皆様に、あらためまして、心より御礼申し上げます。

最近では、緊急事態から故郷への帰還まで、継続的なご支援「毎月倶楽部」へ参加される支援者の方も増えています。緊急時には、援助物資の支給など迅速な対応が可能となり、また長期計画が必要な職業訓練や学校教育なども安定して進めることができます。紛争や災害からの再出発には長い時間がかかります。避難生活を続ける人々が、故郷で幸せに暮らせるようになるまで、引き続き、皆様のご支援をお願い申し上げます。

ご寄付のお申込み、お問い合わせ
0120-540-732
(平日 10時-18時)
国連 UNHCR 協会の公式サイト
www.japanforunhcr.org

皆様からのご支援の推移



2010年の日本国内における主な活動

AC ジャパン支援キャンペーン

公益社団法人 AC ジャパン (旧・公共広告機構) 2010 年度支援キャンペーンに選ばれ、2010 年 7 月より、テレビ、新聞、ラジオなどのメディアを通じて、広告キャンペーンを開始しました。作品のテーマは「難民のふるさと」。日本の唱歌である「ふるさと」のメロディーにのせて、故郷を追われた難民の人たちが、いつの日か心のふるさとに帰る夢をいだきながら、精一杯生きる姿を通じて UNHCR の活動を紹介し、難民問題への理解を呼び掛けました。



10,000 シェルタープロジェクト

商業施設などで UNHCR の活動についてご紹介し、継続的なご寄付「毎月倶楽部」への参加をお願いするキャンペーンです。1 万人のあらたな支援者に出会うことを目標に、「10,000 シェルタープロジェクト」を展開しました。1 人でも多くの方に難民のシェルター※となって、彼らを守り、支え、難民の人々に夢と希望を与えて欲しい、との想いを込めています。趣旨にご賛同いただいた商業施設などのご協力により、多くの方々に直接の対話を通じて難民支援を知っていただく機会を得ることができ、毎月倶楽部への参加者も増えました。
※難民のシェルター=保護施設・保護活動



国連 UNHCR 協会 国連難民親善アーティストより メッセージ



森進一さん
(歌手)

チャリティーショーの収益金で世界の難民や恵まれない子どもたちを支援しようと、歌手仲間とともに「じゃがいも会」を立ち上げたのは 1985 年のことでした。特に、子どもたちが夢をもって自ら立ち上がれるよう手助けしたいという思いから、子どもたちのための教育分野での支援に力を入れてきました。この活動の中、当時国連難民高等弁務官として人道支援のために世界を飛び回る、緒方貞子さんの行動力やバイタリティに触れ、大変感銘を受けました。歌手デビューしたのは、1966 年 6 月 20 日です。毎年巡ってくる 6 月 20 日が「世界難民の日」であることに、何かのご縁を感じています。



川井郁子さん
(ヴァイオリニスト・作曲家)

娘を授かってから、恵まれない環境にある子どもたちのことを放っておけない気持ちが強くなり、「川井郁子 Mother Hand 基金」を通じて、難民の子どもたちを支援するためのチャリティー活動を行ってきました。音楽を通じてエールを送り、希望を持ってもらえたら、そして現地の子どものことを日本の皆さんにも伝えられたらと思い、2007 年にタイにある難民キャンプと、2008 年にはウガンダの難民居住地を訪問しました。奇遇ですが、娘の誕生日はなんと 6 月 20 日の「世界難民の日」なんですよ。

07. 日本の難民条約加入から 30 年

日本は 1981 年に難民条約に加入した後、1982 年に入出国管理及び難民認定法が整備された。以降重要な修正も状況に応じて加えられている。法令の施行から 30 年が経つが、その間日本政府の取り組みは様々な形で進展し、日本の難民認定制度は継続的に改善されつつある。日本によって保護される難民は近年増え続けており、2010 年に日本政府によって 402 名が保護され、1982 年からの庇護数の総計は 2,323 名に及んでいる。しかし難民認定手続きの効率化や第三国定住

パイロット事業の実施などといった発展の一方で、厳しい経済状況が難民申請者支援に影響を与えており、日本の庇護環境に関して取り組むべき課題も少なくない。

日本における難民認定手続きは、法務省入国管理局へ難民が申請の意思を伝えることにはじまる。申請書の提出、入国審査官による審査などを経て条約難民として認定されるが、不認定の場合は異議申し立ての権利が認め

日本における難民申請者の推移 (1982 年 - 2010 年)



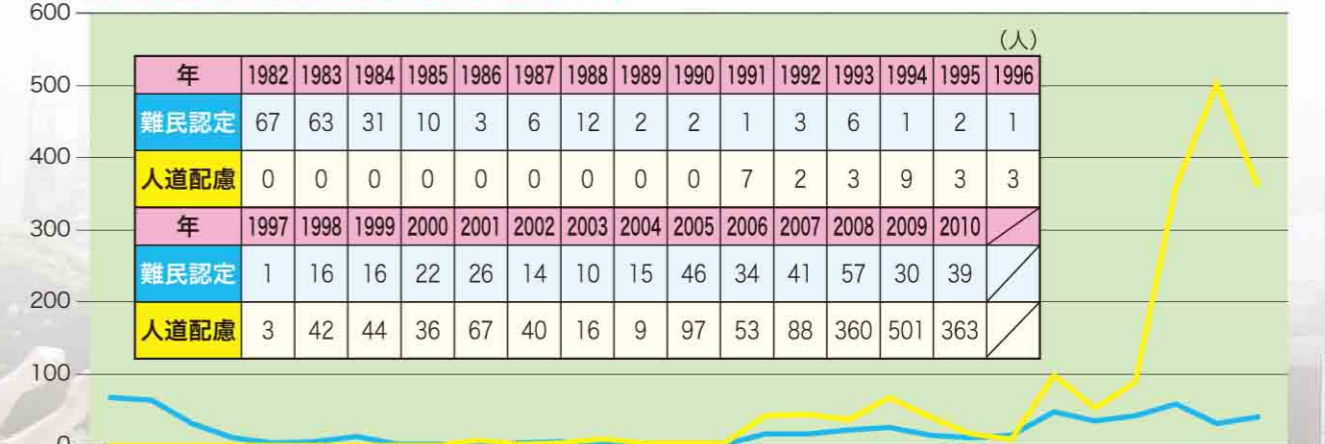
られる。申し立ては難民審査委員によって審査され、その意見は法務大臣に提出される。行政の不認定判断を不服とする場合、司法審査を受けることもできる。

けることもできる。申請の結果、条約難民として認定されない場合でも、人道的配慮などで在留資格を付与され、一定の保護と健康保険を含む行政サービスを受けられる。

条約難民として認定されると在留資格と法令の範囲内で権利と公共サービスの利用が認められ、定住支援の一環として日本語研修や生活指導などが提供される。また難民は、出身国よりパスポートの発行をほとんど受けないので、条約に定められた難民渡航証明書の発給を受

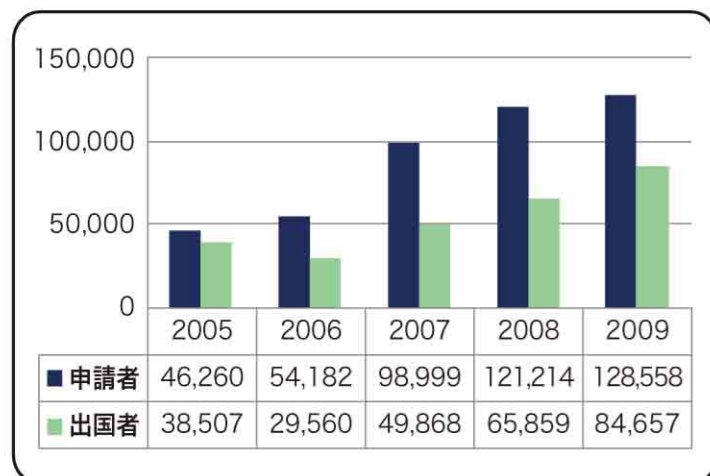
一方で、難民申請の結果を待つ間、政府による生活費・住居費などの支援の期間、日本語学習の機会、日本での不正規滞在 (不法入国やオーバーステイ) など課題も残される。

日本における庇護数の推移 (1982 年 - 2010 年)



08. 日本における第三国定住

難民は、本国への帰還や庇護国での定住が必ずしも可能ではなく、第三国に再定住することが難民にとって唯一の安全で持続可能な解決策となる場合がある。したがって、長期化する難民の状況に対して UNHCR の考える《本国への帰還》《庇護国での定住》《第三国への定住》という三つの恒久的解決策の一つと挙げられる。日本では、2008 年 12 月のグテーレス高等弁務官と麻生総理大臣（当時）の会談の中で、麻生総理は、日本が第三国定住パイロット



UNHCR 第三国定住申請者数と出国者数(2005-2009)



事業を発足させることを発表し、2010 年度から 3 年間で 90 人のミャンマー難民が日本に再定住することになった。

第三国定住を通じて日本に定住する難民の最初のグループが 2010 年 9 月に到着し、日本政府が主体となり、地方自治体、市民社会と協力しながら定住支援事業が実施されている。第三国定住を考える際、受け入れた難民の数よりも、いかに個々の定住が進み、難民が新天地で定着するためにも、政府と社会は一体となり難民を支援できるか、重要なポイントとなる。アジアで初めて

第三国定住庇護国別申請者数Top3 (2009)

ネパール	22,139
タイ	19,879
シリア	18,888

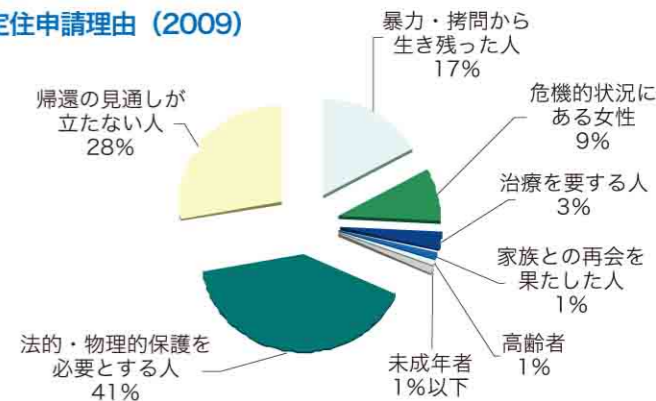
難民の出身国Top3 (2009)

イラク	36,067
ミャンマー	30,542
ブータン	22,114

第三国定住者受入国Top3 (2009)

アメリカ	102,586
カナダ	6,985
オーストラリア	5,638

第三国定住申請理由 (2009)



写真について

①半年間の研修の最終日、勉強の成果を発表。卒業発表会の日、『おおきななふ』の演劇を披露した。©UNHCR/Y.Moriya

②2010 年秋、成田空港に到着した難民。初めて訪れる国に着き、緊張していたものの、『日本へようこそ』という迎えにきた日本に住むミャンマー難民をみて笑顔を取り戻す。©UNHCR/S.Miyazawa

③無国籍の老女は 75 歳で長年働き続けたスリランカの農場を引退。彼女の手のひらはそれまでの人生を思わせる。2003 年に制定された法によって、1964 年以来親族がスリランカで住んでいたインド系タミル人に市民権が与えられた。©UNHCR/G.Amarasinghe



第三国定住を開始した日本の今後の取り組みに対し、第三国定住事業の発展を協議する各国は注目している。

第 6 回 UNHCR 難民映画祭



2006 年より開催して参りました UNHCR 難民映画祭では、世界中から選りすぐった映画・映像作品の上映を通して、一人でも多くの方に難民問題を理解していただくことを目指しています。2011 年 10 月には、第 6 回を迎えることとなりました。日本に住む私たちが難民をめぐる様々な課題にどう関わっていくのかということを考える機会となると同時に、困難な状況に置かれながらも力強く生きる人たちの心に触れていただけだと思います。

UNHCR 難民映画祭 公式サイト
unhcr.refugeefilm.org

写真について

2010 年 10 月に開催された第 5 回 UNHCR 難民映画祭 - 首都圏版のポスターは上映作品の一つ『遙かなる火星への旅』がイメージとなっている。タイの難民キャンプからイギリスの町で第三国定住による自立に挑むミャンマー難民の姿を真正面から描いたドキュメンタリーである。その他の作品も合わせて計 23 作品が上映された。

©UNHCR/2010 Coded Pictures Ltd.

第三国定住を果たした難民女性の例 ※いくつかの実話に基づき、架空の地名を使用した例です。

私はスレミア国パレス州のチェロス村で 8 人兄弟の 7 番目の子として生まれました。私も含め兄弟は全員学校に通えず、兄や姉は家計を支えるために両親の農作業を手伝わなければなりません。山間部にあるチェロス村は、貧しかった上、パレス解放戦線兵を匿っているという疑いを掛けられていたため、定期的にスレミア軍の兵士の攻撃を受けました。兵士たちは、たびたび村を訪れてはボーターを求め、父や兄たちも連行されました。私が 15 歳のとき、2 歳年上の兄は友人と共にジャングルへ狩りに出かけ、スレミア軍の兵士と出くわし、撃たれて死にました。私は、兄たちがスレミア兵士を見て逃げ出したためにパレス解放戦線兵と間違われたのに違いないと思います。

18 歳の時、病弱な母の死をきっかけに、残された私たちは家を出て隣国マートンに避難しました。私は母方の親族と、スレミア・マートン国境地帯にあるザイナス村に逃れ、当時の夫と出会い結婚をしました。その後、スレミア軍とパレス解放戦線との闘争が激化したため、転々と移動した結果、スワディカ難民キャンプにたどり着きましたが、娘が生まれて間もなく、夫が亡くなりました。

2009 年、キャンプ内で現在の夫と出会い、1994 年に再婚し 4 人の子どもを授かりました。2009 年夏、UNHCR より第三国定住事業について説明を受けました。再定住先の国についてはあまり知りませんでしたが、寒いということと高い建物がたくさんあるということが最初の印象でした。秋に UNHCR の職員にインタビューを受けましたが、次は再定住受入国政府とインタビューを受けることになりました。

2010 年の初めに受入国政府の職員がスワディカ難民キャンプに来てインタビューをしました。とても難しい質問ばかりで、新しい国に行ってもその後のことがあまり分からなかったのですが夫も私も不安になりました。2010 年春になって受け入れの通知が来たときは喜びましたが、キャンプ内に残らなくてはならない義理の母は、私たちの再定住に反対でした。義理の母を説得し、第三国定住することを決めました。2010 年夏、出発前の研修を受け、現地の言葉のトレーニングを約 1 か月受けました。2010 年夏、健康診断の結果も通り、出発が決まりました。不安はたくさんありますが、新たな生活を安全な環境で迎えられることを夫も私も大変嬉しく思っています。

09. 無国籍について

「私の望みはただひとつ。
私が死んだら、この世に存在したという証に、
せめて死亡証明書を出してほしい。ただそれだけです。」

(35 年にわたり無国籍者としてベトナムで生きてきたカンボジア難民女性の言葉。2010 年に念願のベトナム国籍を取得。)

現在世界には約 1200 万人が、どこの国の国籍も持たずに生きている。

このような無国籍者にとって、海外への旅行や出生の登録、結婚、医療を受けるなど、一般的に当然と思われる基本的なことから想像を絶する困難が伴う。自分の身元が証明できなく、帰る国がないために、何年間も拘禁されることもある。

無国籍になる原因として、国の分離・独立や国籍法の複雑さ、国籍の継承についてのジェンダー差別や剥奪など様々な要因が挙げられる。UNHCR は、無国籍を予防・削減し、無国籍者の権利を保護する責務のもと、無国籍を生み出している法

的な障壁をなくすよう様々な国と協力してきている。近年ではネパールやスリランカ、ブラジルなどでも大きな成果を挙げたが、日本における無国籍においては、全体像を把握するための詳細な情報が不足しているのが現状である。無国籍を認定する特定な手続きがないため、正確な人数も未だ分かっていない。UNHCR は、「無国籍者の削減に関する条約」の 50 周年という本年を機に、無国籍者に関する条約へのより多くの国の加入を呼びかける。

国際社会全体での取り組みが、いま求められている。

10. 日本の難民とその支援の輪



JICA で活躍する難民女性
竹内 清佳 (たけうち きよか)

©著者提供

現在、私が担当している事業の中に人身取引被害者の保護や社会復帰を支援するプロジェクトがあります。東南アジア各国から多くの方が、日本・アメリカ・ヨーロッパなどに送られて人身取引の被害に遭っています。日本は開発途上国を含めて海外に、食糧や石油などの物資だけではなく、人身取引のような問題においても密接に関係しています。この仕事を通じて、国際協力や難

ベトナム戦争で両親が日・越に離れ離れになり、12歳の時にベトナムから母とともに来日。大学卒業後、野村証券勤務を経て、1998年に国際協力機構(JICA)に入構。現在、JICA タイ事務所にて勤務中。

写真右：プロジェクトの打ち合わせをする筆者。
普段はデスクワークも多く忙しい毎日を送る。

メッセージ

民支援は開発途上国だけではなく、日本のためでもありと強く実感しています。これからも、日本と発展途上国の架け橋となって、私たちの世界がより良いものになるように、貢献できればと思っています。



難民ネイリストを雇用する企業を創設
岩瀬 香奈子 (いわせ かなこ)

www.arusha.co.jp/index.html

©株式会社アルーシャ

2009年11月に日本の難民支援をしている方にお会いし、そこで初めて、日本にも難民の方がいて、大変な生活を強いられていることを知りました。仕事、お金、自立...「手に職をつけて自立する方法はないのか」と考え、ふと「ネイルアートサービス」を思いつきました。そこから、2010年2月にネイル研修を始め、5月にはネイルサービス開始となり、現在は神谷町で2名の難民

これまで、大手人材派遣会社、外資金融システム会社、ベンチャー企業立ち上げ参画など幾つかの仕事を経験。英国のビジネススクールで学んだことを活かし事業をやってみたいと思っていたところに難民の方と出会う。

写真右：アルーシャの広報大使を務めている女優・タレントのサヘル・ローズさんと難民ネイリスト。

メッセージ

ネイリストと研修生ががんばっております。これも多くの皆様のご厚意、ご協力のお陰です。今はネイル技術向上と共に日本語の勉強にも力を入れております。スタッフ皆が勉強熱心で“夢”や“希望”を口にするようになったことを大変嬉しく思っています。



難民調整委員会(RCCJ)委員長
タン・ナン・リヤン・タン

www.rccjapan.org

©著者提供

日本は、難民として困難な状況にいた私たちに暖かく迎え入れてくれました。だからこそ、私はいつか必ず日本に恩返しをしたいという思いを抱きながら今日まで歩み、2010年、RCCJを設立することで、その願いに一つ近づけることができました。

RCCJは難民円卓会議の運営をはじめ、様々な活動を通して難民の声を集め、その思いを日本の政策や支援に繋げていくこと

ミャンマー(ビルマ)のチン族。2005年に日本政府より難民条約に基づき難民として認定される。2010年にはRCCJを設立。現在は他6名の調整委員とともに精力的に活動をしている。

写真左：RCCJのメンバーや日本に住む難民などと東日本大震災の被災地にボランティアとして活動。

メッセージ

を目指しています。同時にこのような機会を通して、難民の能力向上と自助努力を促しています。難民一人ひとりが努力し、社会的・経済的に自立することで日本社会に貢献するためにRCCJは、日本政府、NGO、UNHCRと今後もさらに協力しながら前進していきたくと思っています。

11. これからも、日本と共に

私は、一生忘れないでしょう。東日本大震災の被害、そして避難された何千という人の姿を。彼らが経験した恐怖、悲しみ、絶望、家族や友人の喪失、そして福島第一原発事故によって、故郷を離れざるを得なかった人の苦しみは、私の想像を超える事態です。

同時に、人々が強靱な精神力と勇気をもって災害に取り組んだという事実も、決して忘れることはないと思います。大きな被害を受けた地域では、震災後すぐに人々は手と手を取り合い、お互いに助け合いました。全国からボランティアが訪れ、国内だけでなく世界中から目を見張るほどの支援が集まり、日本にいる難民も炊き出しや募金を行いました。そこで生まれた団結力と隣人を思いやる気持ちは、大きな希望につながり、被災地の復興に大きく貢献することでしょう。

UNHCRに勤めて約20年、日本で今回のような何万人もの犠牲者、50万人に及ぶ被災者、大規模な緊急支援や、困難を極める復興現場を目撃することになるとは、私は夢にも思いませんでした。この数か月の間に日本が直面した問題は、今まで人道緊急援助の現場で私が経験してきたものと酷似しています。

2011年に入って、世界ではすでに多くの人道的緊急事態や災害が発生しています。コートジボワール共和国では、何十万もの方が国外へ逃れ難民となり、あるいは国内で避難民となりました。同様に、中東で広がった動乱によって、多くの人が地域内外に避難しています。アフガニスタンでは平和協定が締結されて約10年たった現在でも、世界で最多数の避難民を生み続けています。全世界で4,300万人が、故郷を離れざるを得ない状況におかれているのです。

今年は、難民の地位に関する1951年条約採択から60年目にあたります。この機会に、戦争や内紛、自然災害などで国の内外に避難している人のことを新たに考えると同時に、リスクを負いながらも、彼らのためにいかなる努力も惜しまず活動している人々にも、敬意を表したいと思います。

日本はインドシナ難民危機を契機として1951年難民条約に加入しました。2011年はその30周年にあたります。

過去30年間、日本は世界中の難民や避難民の支援に主導的な立場で臨み、コミュニティ主体のアプローチや人間の安全保障の概念を強調することによって、難民一人ひとりを人道支援と平和構築の中心に据えた取り組みを行ってきました。

日本のNGOや個人レベルでも難民問題に精力的に取り組む、世界中で人道援助活動に携わっている人がいます。たくさんの難民が、ここ日本で新しい生活を始め、将来を夢見ています。1970年-80年代に11,000人以上のインドシナ難民が日本に定住して以来、条約上の難民の地位や人道的配慮にもとづいた在留許可を受ける人の数は年々増えていきます。また、第三国定住プログラムも開始され、タイに避難しているおよそ90名のミャンマーからの難民が2010年から3年間にわたり日本に受け入れられる予定で、すでに27名が新生活をスタートさせています。

今回の地震と津波に際して、各国政府や企業、個人から溢れんばかりの国際支援が集まりました。これは、世界がいかに日本に尊敬の念を抱いているかのあらわれであると同時に、日本が長年困っている国や人々を支援してきたという事実の証明となります。何百万人という人々が日本の寛容な援助のおかげで、新生活をスタートすることができているのです。

本誌は、個人や団体からの貢献に焦点をあてながら、過去30年間にわたる日本の援助活動とその役割を取り上げました。読者の皆様に、少しでも日本の取り組みを知っていただき、支援が必要な世界の人に友人として手を差し伸べて下さい。

世界のどこにいても、誰もが自分の意思に関わらず、強制的に移動しなければならない状況におかれる可能性があるということを今回の震災によって、強烈に再認識させられました。私たちの支援する人が、いつの日か私たちを支えてくれる友人となるかもしれません。

今後も皆様と共に。

UNHCR
駐日代表
ヨハン・セルス



©UNHCR